

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様やかつ創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄をすすめることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「TierN」から「TierN+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP策定（事業継続計画）の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）
- c 専門人材のマッチング
- d グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）
- e 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康経営増進施策の共同実施等）

2. 「新興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定にあたっては、下請け事業者と少なくとも年1回以上の協議を行うとともに、下請け事業者の適正な利益を含み、下請け事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約にあたっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料

等を下請け事業の負担とせず、また、支払いサイトを60日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や「契約書ひな型」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償保譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請け事業者に対して、適切なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請け事業者に取引上一方的な負担を押しつけないように、また、事業再開事等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

約束手形の利用廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

令和7年8月8日

株式会社鈴木コンサルティング

代表取締役 鈴木尊康